



# 月額、非課税世帯の方は860円、その他の方は2360円で 区が独自にレンタルベッドをあっせん・助成することを決定!

厚労省交渉で、機械的な取り上げはしないようを約束させる

8月2日、田村智子さんらと都内地方議員団で厚労省へ申し入れ(写真)。認定の段階で一律にベッドなど福祉用具を取り上げるのはおかしいと要求。

国として14日に対応改善のための通知を出しました。



新たに必要な方にも同じ条件で助成を、車イスなど他の福祉用具にも同様の対策をするべきです。

10月までに間に合った  
8月9日、区の健康部・介護保険課より、9月末で経過措置の期限が切れる「レンタルベッド」について、区が指定・契約した機種のある、及び低所得者への助成を決定したことが報告されました。  
先日、入れも終わりの、フランスベッドと、自立支援型で上下の高さ調整と手すりが付いた簡易なベッドを、月額2360円で契約しました。  
区は今年3月31日現在の利用者で、非課税世帯の方には1500円を助成をし、生活保護世帯の方には全額助成することを決めていきます。これまでのベッドは1割負担で平均1300円前後でした。これを実費でレンタルすれば10倍支払わなければなりませんでした。区としての独自助成は画期的なことです。

得者に独自の助成を行うべきではないか?」「生活保護の方には全額補助をすべきではないか?」という旨の質問をし、区は10月以降の「必要性を検討」「生活保護の受給者について、併せて検討」と答弁していました。これを具体化したものです。  
8月16日、区内のケアマネージャーが集まる「ケアマネット」の場で本事業について説明、9月5日号の「広報しんじゅく」に掲載予定も含め、対象者に周知・徹底されます。  
今回の対応は、①3月末現在の利用者で、②要支援・要介護1で、③非課税世帯の方のみが助成の対象です。しかし再認定の結果、ベッドを利用していたが認定が軽くなった、新たに必要になったなどの場合でも、非課税世帯は助成されません。家での生活に支障を来さないよう、引き続き声を上げていきます。

助かった! 要支援1・2、要介護1の方でも  
10月以降、安いレンタル料でベッドが使える!

## 9・10(日) 日帰りの後援会旅行

石和温泉とぶどう狩り、ワイン工場へ

**一緒に参加してみませんか?**



大人 7500円、子ども 5000円

\* 地域を8時頃に出発します。

みなさんのご参加をお待ちしています。

## --子どもも高齢者も輝く新宿へ--

こんにちは  
日本共産党新宿区議会議員

**近藤なつ子**です



No.96 2006. 8. 27 発行: 日本共産党新宿区議団  
区議団控室: TEL5273-3551、Fax3200-1474  
TEL 090-4849-3227、Fax3200-5163  
e-mail: natsuko\_kon86@muf.biglobe.ne.jp  
HP: http://www5e.biglobe.ne.jp/~natsu86/

**無料**

近藤なつ子事務所の

**くらし・法律相談**

9月12日(火)

午後7時~8時の予定

ところ 近藤なつ子事務所

お問合せは: TEL 5273-3551 または090-4849-3227

※事前に必ず  
ご予約ください。  
◇その他  
いつでもお気軽に  
ご相談ください。

